

## 尾道市医師確保奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市医師確保奨学金貸付条例（平成23年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 尾道市医師確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾道市医師確保奨学金貸付申請書（別記様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に、次の表の区分に応じ、添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、添付書類を別の書類に代えることができる。

区 分	添 付 書 類
医学生	1 大学の在学証明書 2 在学する大学の学長又は学部長の医学生奨学金貸付者推薦調書（別記様式第2号） 3 在学する大学の学業成績表（当該年度の入学者に係るものを除く。） 4 その他市長が必要と認める書類
研修医	1 在職証明書 2 医師免許証の写し 3 研修実施計画書（別記様式第3号） 4 臨床研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の研修医奨学金貸付者推薦調書（別記様式第4号） 5 その他市長が必要と認める書類

(受付期間)

第3条 貸付申請書の受付期間は、市長が定める期間とし、定員に達しない場合は、その後も随時受け付けるものとする。

(貸付けの決定)

第4条 市長は、貸付申請書の受付期間終了後、15日以内に貸付けの決定を行い、適当と認めるときは決定通知書（別記様式第5号）により、

不相当と認めたときは不決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（誓約書等の提出）

第5条 前条の規定により奨学金の貸付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、市長が定める日までに連帯保証人が連署した誓約書（別記様式第7号）に、連帯保証人の印鑑証明及び市民税の納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（奨学金の貸付方法）

第6条 奨学金は、毎年度4月、7月、10月及び1月の4期にそれぞれ3か月分を貸し付ける。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 奨学金の貸付けは、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。

（奨学生の確認）

第7条 奨学生は、奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年度4月30日までに、医学生にあつては、大学に所属する学年を記載した在学証明書を、研修医にあつては、臨床研修を受けている医療機関の開設者又は管理者の在職証明書を市長に提出しなければならない。

（異動等の届出）

第8条 奨学生又は奨学生であつた者は、奨学金返還完了前において、次の各号のいずれかに該当したときは、該当する様式に係る書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 大学を休学、停学又は退学したときは、休学・停学・退学届（別記様式第8号）
- (2) 大学に復学したときは、復学届（別記様式第9号）
- (3) 大学を転学したときは、転学届（別記様式第10号）
- (4) 臨床研修を休止又は中止したときは、休止・中止届（別記様式第11号）
- (5) 臨床研修を再開したときは、再開届（別記様式第12号）
- (6) 奨学金を必要としなくなったときは、辞退届（別記様式第13号）
- (7) 大学を卒業又は臨床研修を修了したときは、卒業・修了届（別記様式第14号）

(8) 住所又は氏名を変更したとき（連帯保証人を含む。）は、住所・氏名変更届（別記様式第15号）

(9) 連帯保証人を変更したときは、連帯保証人変更届（別記様式第16号）

2 父母等又は連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、死亡届（別記様式第17号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

（奨学金の休止及び停止）

第9条 市長は、条例第7条の規定により奨学金の貸付けの休止又は停止をしたときは、その旨を尾道市医師確保奨学金貸付休止（停止）通知書（別記様式第18号）により奨学生に通知する。

（奨学金貸付けの再開）

第10条 市長は、奨学金の貸付けを休止された者が復学届又は再開届を提出したときは、その届出の日の属する月から奨学金の貸付けを再開することができる。

（借用証書の提出）

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、借用証書（別記様式第19号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条の規定による奨学金の貸付期間が満了したとき。

(2) 条例第7条第2項の規定による奨学金の貸付けを停止されたとき。

（奨学金の返還猶予）

第12条 条例第9条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、尾道市医師確保奨学金返還猶予申請書（別記様式第20号）にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、返還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、尾道市医師確保奨学金返還猶予承認書（別記様式第21号）により関係者に通知するものとする。

3 前項の規定により奨学金の返還猶予を承認された者は、猶予期間中にその事由が消滅したときは、尾道市医師確保奨学金返還猶予事由消滅届（別記様式第22号）を市長に提出しなければならない。

（奨学金の返還免除）

第13条 条例第10条の規定により奨学金の返還免除を受けようとする

者は、尾道市医師確保奨学金返還免除申請書（別記様式第23号）にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める返還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、尾道市医師確保奨学金返還免除承認書（別記様式第24号）により関係者に通知するものとする。

3 前2項の規定により返還免除を承認された者は、免除期間中にその事由が消滅したときは、尾道市医師確保奨学金返還免除事由消滅届（別記様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（返還の一部免除）

第14条 条例第10条第2項に規定する奨学金の一部免除の額は、未返還額に条例第1条に規定する病院又は診療所に勤務した年数を奨学金の貸付けを受けた期間に3年を加えた期間で除した割合を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（奨学金の返還）

第15条 奨学金の返還は、月賦又は半年賦若しくは年賦とし、期間内に納付しなければならない。ただし、前納することを妨げない。

2 奨学金の返還額は、市長が特別な事情があると認める場合を除くほか、返還すべき金額の総額を返還期間内の返還回数で除した額を1回の返還額とし、残額は最終の返還時に加えて返還するものとする。

3 奨学金の貸付けを停止された者の返還は、前2項の規定を適用する。

（奨学金の戻入）

第16条 奨学生又は奨学生であった者は、奨学金の休止及び停止の決定に伴う貸付期間を超えて奨学金の貸付けを受けたときは、その奨学金を速やかに戻入しなければならない。

（延滞金）

第17条 延滞金は、奨学金の返還期日の翌日から起算して返還するまでの日数に応じ、返還すべき額について、年利10パーセントを乗じて算定した額とする。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

（業務従事時間の算定方法）

第18条 条例第10条に規定する業務従事期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなかった日の属する月までの期間をもって業務従事期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の業務従事期間内に連続した1月以上の研修及び休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修及び休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務従事時間とする。

3 前2項の業務従事期間のうち1暦年において6月以上業務に従事した場合は、1年とみなすものとする。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別記様式第7号の規則は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則の各条の規定による改正前の当該各条の規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。